

“ペーパー防災”がもたらした被害

平成 29 年 7 月の九州北部豪雨以来、毎年国内各地を雨が襲い多くの人命が奪われています。私たちは、その度に新たな課題に向き合い対策を施します。しかし、それでも失われる命があります。

なぜ、このような事が繰り返されるのでしょうか。

私は、今回の『令和 2 年 7 月豪雨』で被災した熊本県人吉市球磨村の“特別養護老人ホーム「千寿園」”に行ってみました。

「千寿園」は、球磨川と支流の小川の合流地点に立地しています。河川氾濫時の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にも指定されています。国が義務付けている避難計画も作成し、訓練も定期的を実施しており事前の対策は万全を期していました。

しかし、発災時は、その通りに行動がとられていませんでした。大分合同新聞（令和 2 年 7 月 29 日・24 面・右）によると、避難計画では“避難準備・高齢者等避難開始発令”→要配慮者の避難誘導・“避難勧告、避難指示、大雨特別警報発令”→全職員で施設全体の避難誘導と定められていました。しかし、実際は、3 日午後 5 時の村の避難準備・高齢者等避難開始の発令時に要配慮者の避難誘導はなされず、さらに午後 10 時 20 分の避難勧告の発令時も避難誘導がなされていません。

その時、園ではショートステイ 7 名、入所者 58 名の計 65 名の利用者を 6 名の職員でケアしており、他の職員の参集もなされていなかったことが読み取れます。施設管理者に至っては自宅に居る始末でした。

避難情報発令と同時に施設管理者が施設に入り、避難計画通りに全職員が参集し避難誘導がされていたなら、犠牲者は出なかったでしょう。また、市町村は水防法 15 条に基づき、洪水が予測される施設の管理者や危機管理責任者に水位情報を提供しなければならないことになっています。球磨村は村内の施設に、そのような対応をしたようには思えません。

職員の防災意識の希薄さ、施設管理者の無責任さは勿論ですが、村の防災担当部署の施設に対する対応にも課題が残ります。

気象変動により、“今まで大丈夫だから大丈夫”という過去の経験が通用しません。すでに降雨で水位が一気に上昇して避難が間に合わず犠牲者が発生した事例もあります。（平成 29 年台風 10 号/岩手県岩泉町・グループホーム楽ん楽ん）

今後、豪雨災害から、福祉施設の利用者を守るためには、施設管理者、職員が『命を預かっている』ことへの責任感を強くし、災害が予測される時には迅速な判断と行動力をもって、『早めの避難』をするべきです。

（研究員：遠山 香里）



熊本 千寿園、計画に明記

2020年07月29日(水)朝刊

勧告発令で避難

熊本 千寿園、計画に明記

九州を中心に甚大な被害の出た豪雨で、入所者14人が死亡した熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が村に提出した避難計画の内容が28日、関係者への取材で分かった。「避難勧告で施設全体の避難誘導」などとしていたが、実際に計画に沿った行動は取られず、被害を防げなかった。

施設側の代理人弁護士は、「14人死に關し「重大な結果となった」と指摘。一方、村が施設側に提供した土地が浸水想定域だったことに触れ「未知の規模の災害で、施設の対応限度を超える。行政も交えた問答の検証が必要だ」と話した。

避難計画では、施設が災害巻き込まれるリスクについて、「土砂災害警戒区域内で、内水氾濫が相まって発生する場所」に立地。避難準備・高齢者等避難開始の発令で「要配慮者の避難誘導」とし、避難勧告や避難指示、大雨特別警報のいずれかの発令で「全職員で施設全体の避難誘導」と定めていた。

球磨村は3日午後5時に避難準備・高齢者等避難開始を発令したが、千寿園は同時刻ごろから後継体制に入り、職員数は10より少ない5〜6人ほどに。午後10時20分に避難勧告が出た

た。事前避難は行われなかった。

令和 2 年 7 月 29 日・大分合同新聞 24 面の記事